

〈社会経済思想史研究の現状〉

ウォルポール体制期における政治社会と個人の葛藤

——自由とは何かをめぐって——

野原 慎 司

I はじめに

社会と個人はいかなる関係であるべきか。社会が個人に強制する規則や行動様式は、個人にとって抑圧であるのか。あるいは社会全体への個人の一致は、個人にとっても幸福をもたらすものなのか。社会と個人の葛藤の問題は、ジャン・ジャック・ルソーやアダム・スミスにおいてそれぞれの見地から取り組まれるものである。彼らの理論的前提には、統治体のもとでの人々の結びつきとしての政治社会と、それとは理論的に弁別される、生活様式や個人の行動様式を軸とする人々の結びつきとしての固有の社会の区別が存在した。ルソーやスミスが著述を行う以前の著述家は、この問題をどのように認識していたのであろうか。

1720年代から30年代にかけて、イギリスのウォルポール体制下での政権に批判的な著述家により、すでにこの問題は取り組まれていた。彼らは政治社会の成立史を考えるなかで、国家成立以前の自然状態における自生的な社会の存在も捉えるに至っていたが、政治社会と固有の社会は区別されておらず、人々結びつきとしては政治社会・統治が認識の主軸であった。本稿では、ウォルポール期の著述家における統治と個人の葛藤の認識を析出することを通じて、ルソーやスミス以前の段階における社会と個人の葛藤の認識を考察することをその目的とする。

その直接的な背景となるのは以下のような時代状況である。名誉革命後すでに、イングランド銀行を整備し、制度的な国債発行体制を整え

る「財政革命」¹⁾を行うことで、近代的財政体制の基礎は整っていたが、統治体制に関しては、模索と不安定さが存在した。加えて、近代的な政党による政治体制が十全に確立される以前のこともあり、政党間での対立をどう調停し、安定的な国制運営につなげるかが課題として捉えられていた。

自由を重視するウィッグと国王への忠誠を重視するトーリという名誉革命以前から続く党派対立は、名誉革命後も持続した。しかし、名誉革命により王を変え、さらに1701年の王位継承法によって、純粋な血統順から言えば変則的な形でプロテスタント系のハノーヴァー選帝侯への王位継承を認めるという出来事によって、トーリは、王への受動的服従と王の絶対的統治という主張に変容を加えざるを得なかった。ウィッグも、政権につくことにより、旧来の人民主権的で急進的な主張を潜めるものが多かったので、ウィッグ、トーリという二大党派の主張は似通ってくる傾向にあった。両者とも、多くの者は、王、貴族院、庶民院の三者に権力を分かち合うことからなる混合（制限）政体を、イギリスの自由な国制の基礎として認めるに至っていた²⁾。

1) P. G. M. Dickson, *The Financial Revolution in England*, Macmillan, 1967.

2) H. T. Dickinson, *Liberty and Property: Political Ideology in the eighteenth-century Britain*, Weidenheld and Nicolson, 1977, pp. 91-118. (田中監訳・中澤他訳『自由と所有：英国の自由な国制はいかにして創出されたか』(ナカニシヤ出版, 2006年), 90-117頁)。

やがて1720年代のウォルポール体制下に入ってから、安定的な国制運営、寡頭制的支配体制が確立されるようになった。ウォルポールを事実上の首相とするウィッグ寡頭制の確立により、トーリは政権批判派に回り、ウィッグの中にも不満を持ち政権批判派に回るものがあり、両者は次第に融合するようになっていた。政権側のコート派と、政権批判派のカントリ派という構図は、すでに本論文第一章で叙述した17世紀末の常備軍論争の際にも出現していたものであったが、その時点では萌芽的なものにすぎなかった。

その対立図式が政治的対立の基本構図となるのは、1721年から1742年までのウォルポール体制においてのことである。それは、議会での与党を増やすことで、安定的に国制を運営するウォルポールの手腕によっていた。具体的には、財政・行政の拡大を背景とした、官職等の恩顧授与などの手段の大規模な駆使であった。カントリ派の政権批判の枢要は、官職という恩顧授与による政治的操作という「腐敗」、およびそれに伴う権力の乱用と拡張を批判することにあった。また、財政革命による貨幣・債権の取引などによる金融利害の出現と増大が、旧来の土地所有を中心とする支配体制を覆すことへの不安と批判をもたらしもした。それは、この時期には、地主や商工業者よりも債権保有者がしばしば高い投資収益を得ていたことや、1720年の南海会社のバブルの破綻という金融危機にも根ざしたものであった³⁾。

このように、近代的財政システムの導入を契機とする社会の変化と、統治体制の変化が生じたことにより、カントリ派のなかから、統治者の悪にどう対処すべきか、そしてそもそも国制における自由とは何なのかをめぐる思考を深化させる者が現れ始める。それが、本章において取り上げるジョン・トレンチャードとトマス・

ゴードンによる『カトーの手紙』、およびヘンリー・セント・ジョン・ボリングブルックである。彼らは、1720年代以降におけるカントリ派のウォルポール批判において主導的な役割を果たした。

そもそも、この時期のカントリ派のプログラムは、腐敗への反対と、国制における徳の重要性の強調という点において共和主義の影響が強かったと言われる⁴⁾。だが、同時に、自然法学、なかんずくロックの影響を指摘する見解も根強いものがある⁵⁾。『カトーの手紙』とボリングブルックは、それぞれ異なった形で、共和主義と自然法学を特有の形で融合させて用いた。だが、体系的に一貫した政治理論へとまとめあげていたのではなかった。矛盾や非一貫性が伴っていった。彼らの政治理論における一つの特徴は、おそらくウォルポール期における統治体制の変容を背景として、統治者が誤りに陥ったり、悪政に陥ったりする可能性に着目したことが挙げられる。両者それぞれ、共和主義と自然法の言語を併用させつつ、統治という謎に迫ろうとした。

自然法学も共和主義も統治体との関係においてそれぞれ自由を捉えていた。自然法学は、統治との関係において権利であるかを問題とする点で、バーリンの言う消極的自由（統治からの自由）に近く、共和主義は、公共体への参与に自由を見出す点で積極的自由（統治へ参与する

4) 代表的なものとしては、J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, 2nd ed., Princeton U. P., 2003, pp. 423-505. (田中・奥田・森岡訳『マキアヴェリアン・モーメント：フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』名古屋大学出版会、2008年、362-438頁)。

5) 最近では、Lee Ward, *The Politics of Liberty in England and Revolutionary America*, Cambridge U. P., 2004. ただし、彼は、ロックと並んで、プーフエンドルフとシドニーの18世紀における思想的影響の強さも指摘している。

3) *Ibid.*, pp. 121-192/同上書、120-198頁。

自由)に近い⁶⁾。本稿で取り上げる『カトーの手紙』とボリングブルックは、それぞれ、統治のあり方を考察するなかから、自由をめぐる考察をさらに深化させた。それは、個人はそれぞれに目標(私的善)を有しているが、それは、みんなの共通の目標(共通善)へと自然と一つに収斂するというものでもないし、統治者がそれを正確に強制力なく体现できることはなく、したがって統治には統治者の意志の強制が不可欠であるとするホブズの私的善の自然的一致不可能性をめぐるアポリア⁷⁾を、後にアダム・スミスがある点で解決することを可能にしたものでもあった。本稿では、『カトーの手紙』とボリングブルックにおける統治性と自由についての見解を理論的に検討する。

II 『カトーの手紙』の統治論

17世紀末の常備軍論争においてすでに政権批判を行っていたトレンチャードは、彼より年少のゴードンと組み⁸⁾、『ロンドン・ジャーナル』

誌内において、書簡形式で連続して論述を展開する。それが『カトーの手紙』であった。それは、直接には、南海泡沫危機を契機として1720年11月に第1号が発刊され、1723年まで続くことになる。

『カトーの手紙』をめぐるのは、共和主義の系譜に位置づける立場と、ロックの影響を主張する二つの立場が存在する⁹⁾。確かに、『カトー

批判を避けるため、ウォルポールはロンドン・ジャーナルの経営者に、多額の補助金を渡して政府寄りの言論をするよう買収した。こうして、1722年9月からはロンドン・ジャーナルでの連載はなくなったが、新たにブリティッシュ・ジャーナル紙上での連載に移行する。なお、トレンチャード自身、1722年から翌年に亡くなるまでイングランド南西部トントントン選出の下院議員を務めている(Ronald Hamowy, *Introduction*, in John Trenchard and Thomas Gordon, *Cato's Letters*, Liberty Fund, vol. 1, 1995)。トレンチャードは、反教権的で三位一体に反対の立場ながら、宗教的には国教徒であったとも言われる(“John Trenchard” in *Oxford Dictionary of National Biography*, ed. by H. C. G. Matthew and Brian Harrison, Oxford U. P., 2000.)。

トマス・ゴードン(Thomas Gordon, d. 1750.)は、カコーディーに生まれ、スコットランドにおいて1716年には弁護士になっており、その後ロンドンに行き、『カトーの手紙』をトレンチャードとともに執筆する。トレンチャードが1723年に亡くなったあと、ゴードンは、ウォルポールによりワイン認可監督官となり、その職を以後生涯続けることになるが、それによりウォルポール派に転向したとも見なされることになる。タキトゥスの翻訳もしている(“Thomas Gordon” in *Oxford Dictionary of National Biography*.)。

9) 『カトーの手紙』をめぐるのは、ポーコック(Pocock, *op. cit.*, pp. 467-477(前掲書, 404-414頁))のように、腐敗に対抗する徳を重要視したが、現実の恩顧と財政革命のなかにおいて、それよりは劣った利害の均衡としての制限君主制を受容せざるを得なかった立場とみなす見解が存在する。他方、ロックの影響を指摘する見解も存在する(Shelley Burtt, *Virtue Transformed: Political*

6) 消極的自由および積極的自由については、Isiah Berlin, *Four essays on liberty*, Oxford U. P., 1979. (小川晃一訳『自由論』, みすず書房, 1979年). を参照せよ。

7) Thomas Hobbes, *Leviathan*, ed. by R. Tuck, Cambridge U. P., 1991, pp. 118-121. (水田洋訳『リヴァイアサン(二)』岩波文庫, 1992年, 29-35頁)。

8) ジョン・トレンチャード(John Trenchard, 1662-1723)は、イングランド南西部サマセット州の地主の子として1662年に生まれ、ダブリンのトリニティ・カレッジにて法学を学んだ後、1690年から数年の間に莫大な遺産を相続し、以後著作活動に励むことになる。常備軍論争で顕著な言論活動を展開したほか、迷信批判なども展開した。だが、最も著名なのは、トマス・ゴードンと共に始めた『カトーの手紙 *Cato's Letters*』における言論活動である。それは、1720年の金融危機たる南海泡沫危機での政府の対応の非難に端を発した、ロンドン・ジャーナル紙上における連載として始まった。そこで、時のウォルポール政権を激しく攻撃した。

の手紙』には、両方の立場が混在して見られるところであり、必ずしも一貫した形で練り上げられてはいないのであるが、ここでの考究は、それらのいずれかに組することではなく、両方の思潮を駆使しつつ『カトーの手紙』¹⁰⁾が深めた統治をめぐる思考を主対象とする。

「すべての統治は、それがいかなる形態において運営されようとも、社会の善のために運営されるべき」¹¹⁾であり、専制的統治であろうが自由な統治であろうが、元来、

為政者の権利は、私人が、自衛し、権利侵害を抑制し、それをなした人を罰する権利にのみ由来している。その為政者の権利は、社会によって私人を公共的に代理するために委ねられたものであるから、為政者はその権利を、社会の利益と安全のために為政者に要求されること以上のことのためになすことはできない。為政者が彼の付託を超えるとき、彼の行為は〔中略〕無効で

Argument in England, 1699-1740, Cambridge U. P., 1992, p. 81; Ward, *op. cit.*, pp. 288-304)。特にウォードは、ロックの政治理論が、『カトーの手紙』における社会契約論と抵抗権の強調という形でその国制論の核心に多大な影響を与えていることを指摘している。

また、高濱は、『カトーの手紙』とボリングブルックを、前者は国民に政治観察の意義を教えるものであり、後者は国制の原理の復興者（愛国王）への訴えかけという、二つの共和主義の型を示すものであることを明らかにした（高濱俊幸「一八世紀前半期イングランドにおける共和主義の二つの型—『カトーの手紙』と『愛国王の理念』をめぐる—」（田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間：シヴィック・ヒューマニズムの可能性』名古屋大学出版会、2006年、47-75頁）。

10) John Trenchard and Thomas Gordon, *Cato's Letters, or, Essays on Liberty, Civil and Religious, and Other Important Subjects*, ed. by Ronald Hamowy, Liberty Fund, 1995.

11) *Ibid.*, No. 59, p. 405.

ある¹²⁾。

統治とは共通善の実現のためにあるという考えは、アリストテレスやトマス・アクィナスにも見られるもので、当時よく知られていた見解であると言える。しかし、『カトーの手紙』の独自性は、統治者は公共善を体現した存在であるという当時の一般的前提を疑ったことにある。「ここに人類の大部分を戸惑わせ悩ませてきた大問題が生じる。〔中略〕その問題とは、為政者が正しく行動しているかどうか、彼への信任どおりに遂行するかどうかを誰が判断するのだろうかということである」¹³⁾。為政者が常に正しく行動しうることには、人間本性上の限界が存在する。そもそも、

人間本性には、常に腐敗と悪意の一貫したある源泉が存在しているもので、それは、自らの欲求、最悪の欲求、奢侈、虚栄、貪欲、権力の渴望を満足させることがその視野と幸福の中心にない人を見出すことが極めて困難なほどである。〔中略〕そしてそれは、地位の高い人や、支配を渴望する人においてもっとも顕著に当てはまってきた。彼らは、はじめは公共のために偉大なことをなすが、最後には公共の負担となる。〔中略〕したがって、人間の欲求、特に地位の高い人の欲求は、注意深く観察され落ち着かさなければならない、さもなければ、それら欲求は留まるところを知らなくなるだろう¹⁴⁾。

こうして、人間本性に由来する悪徳が、権力を持った人間においても存在し、あるいは立場上増幅されてしまうので、為政者が常に正しく行

12) *Ibid.*, No. 59, p. 407.

13) *Ibid.*, No. 59, p. 407.

14) *Ibid.*, No. 60, p. 416.

動することを前提にすることは不合理であるということになる。

では、統治の誤謬可能性を前提とした統治をどう確保するのか。そこに、自由な統治と、恣意的・専制的な統治という区分を『カトーの手紙』は持ち出す。「自由な統治においては国制それ自体において指定され表現された〔権力への〕監視と制限が存在する。対して、専制的統治では、人々は、君主の慎慮と分別にのみ従う」¹⁵⁾。では、自由な統治における権力の制限とはどのようなものであるのか。

自由な国では、為政者の権力と主権は、大いに制約され、様々な分野に分割され、様々な利害と視野を持つ非常に異なった人々の分別に委ねているので、為政者の大多数は、根本的な事柄について信頼を裏切ることにはほとんどあるいはまったく価値を見出しえない。彼らの競争、嫉妬、恐怖、あるいは利害が、つねに、彼ら相互を監視し制約するのである。〔中略〕したがって、自由な統治を形成する唯一の秘訣は、人間の知略が考案できるかぎり、統治者と被治者の利害を同じにすることである。自由はそれ以外の方法では守ることができない¹⁶⁾。

人間は腐敗により、「ほとんどの人は義務に反して利益のために行動する」ので、義務に導くために、「利益と義務の遵守を結びつけ、義務の違反と危険を結びつけねばならない。個人的な利益や安全が義務と服従の報酬でなければならない」¹⁷⁾。

権力の暴走を防ぐための具体的な処方箋は、第一に、「人々の代理〔議員〕の頻繁な選挙」

であり、それによって、為政者に、権力の長期継続によって起こりがちな腐敗を防ぐと同時に、支配・被支配の交互の経験により、「支配と服従に等しく相応しい」ような能力を人に授けることになる¹⁸⁾。そもそも、社会において人が多くなりすぎると、「人々の代理となる代議士を選ぶより他に自由を守ることはできない」のであるが、適切に代理が行われるには、先述の為政者の頻繁な交代か、大多数を腐敗させられる手段が存在しないように代議士の数が多いことが必要である¹⁹⁾。

ここで暗黙のうちにであれ理論的に前提とされているのは、民衆が直接政治に参加する古典古代的な民主制は、政治体の人口が少ないときにのみ可能なものだということである。同時代のイングランドなどではそれはもはや不可能であり、代議制をとらざるを得ないが、代議制においては人々の意思を適切に代理することは困難である。そして、代議士の数が多いかあるいは頻繁な交代を要求したのは、代議士が人々の意思を常に適切に代理する存在としてあることが困難であることが理論的に前提となっている。

なお、国王、貴族院、庶民院に分割されたイギリス式混合統治も自由な統治のための処方箋として挙げられている。それぞれ機能ごとに分化した権力がそれぞれ掣肘するというボリングブルックに見られる考え方は明瞭には見出されないが、三者にはそれぞれの利害があり、それぞれが掣肘しあうという考え方は見出される。為政者の利害は「あらゆる物事を平準化する levels all things 混乱を防ぐために」ある。人々の合議体〔庶民院〕の利害は、「人々を抑圧から守り、為政者が篡奪者や殺人者に変ずるのを防ぐために」ある。「財産と能力において傑出した人々からなっている、あるいはそうあるべき常設元老院〔貴族院〕」の利害は、「それらの

15) *Ibid.*, No. 59, p. 405.

16) *Ibid.*, No. 60, p. 417.

17) *Ibid.*, No. 60, p. 417.

18) *Ibid.*, No. 61, p. 423.

19) *Ibid.*, No. 61, p. 421.

極端のいずれかからの破滅と分解を避けることにある。それは、自由を守るために、これらすべての協調する諸権力がそれぞれ完全な力と独立性を維持するようにせねばならない²⁰⁾。それに対して、専制的統治においては、君主個人の判断に依存しているので、君主が抑圧や悪政に走っても、最終的な抵抗権の行使以外に手段がない。

このように、『カトーの手紙』においては、自由な国制と専制とを分ける指標は、権力の分割・相互監視が行われているか否かであり、それには、権力は一者が独占すると必然的に腐敗するものであるという前提が存在した。そして、国王、貴族、庶民にはそれぞれの利害というものがあるが、それが国制のなかにおいてそれぞれ反映されることから、三者がお互いの利害を守るという利己的な目的から掣肘しあうというのである。

Ⅲ 『カトーの手紙』の自由観

『カトーの手紙』は自由な国制の称揚という形で、統治の誤謬可能性への防波堤を提供したのであるが、その際の自由とは何であろうか。

先述のように国王、貴族、庶民それぞれの統治の参与のうちに自由を見た点で、『カトーの手紙』は積極的自由に近い自由観を有していた。自由な国では人は自分のために働くので、自分のために戦うし、自由な国では誰もが戦士になりうるとも述べ²¹⁾、軍事という形での公共的徳の発露のうちに自由を見た点にもその点はうかがわれる。歴史の上でのその実例として、ローマ人は、共和国から帝国になり自由を失ったとたんに、その尚武精神を失ったことを挙げ²²⁾る。

20) *Ibid.*, No. 70, p. 504.

21) *Ibid.*, No. 65, pp. 450-456.

22) *Ibid.*, No. 65, p. 458.

統治への参与としての自由と、国制維持の枢要となる軍事的徳との不可分性は、マキアヴェッリやダヴァントら共和主義の影響を受けた人々にも見られるものである。第一章における常備軍論争の時点では、トレンチャードの統治観は、あくまで軍事という力の均衡に見出し、力の所在が人々にある民兵の称揚という統治観は、『カトーの手紙』にも引き継がれているものである。

だが、勤労としての自由、経済的な力の強調という点で、常備軍論争当時のトレンチャードにはない、トレンチャードの新たな理論的發展も読み取れる。

そもそも、社会やその成員に対して害を与えていないのに、「人々の私的な思想や行動に統治が干渉することに関わるのは馬鹿げたこと」なのであるが、「真の公平な自由は、すべての人が自らの精神の自然な、合理的な、宗教的な命令を遂行する権利」であり、「自分の貨幣は自分で使い、自らの労働の成果は自分のやり方で享受すること、そして、怠惰な他人のためではなく自らの快楽と利益のために労働を行うこと」にある。

自由な統治では、自然的自由への制約は明文化された規則によらねばならないという制限があるのに対して、専制のもとでは無制限である。そして、自由が確保されてのみ、人々は安心して勤労に励むであろう²³⁾。ロック的な労働の成果の享受としての私的自由と、共和主義的な政治への参与としての公共的な自由の両者が『カトーの手紙』においては混在することをバートは指摘したが²⁴⁾、『カトーの手紙』の独自性は、

23) *Ibid.*, No. 62, pp. 428-429.

24) この点については、私的な徳の公的な効果に着目した点において徳論における変革をなした点としてバートにより評価されたし (Burt, *op. cit.*, pp. 64-86.)、それは事実なのであるが、必ずしもバートにより十分に着目されなかったのは、その徳論の変容が自由観の変容という点でなされた

ある点において自由観の変容を行った点にあるように思われる。

その前提として、『カトーの手紙』は自由の歴史的前提と条件に注目する。人々が自然の果実や狩猟で満足していた人類の初期の時代はともかく、人類の数が増え耕作が行われるようになると、食糧保有者以外は強奪するかそうしなければ飢餓に陥るかという極端な選択を迫られた。こうして農耕が普及する。

しかし、農耕以外に技芸が存在しないところでは、人々は君主、貴族や他の土地の所有者に隷属する以外に選択の余地がない。それが東洋の大部分の諸帝国、あらゆるゴシック統治、ポーランド、スコットランドのハイランドの状態であり、そこでは、少数者の自由と大多数の隷属のみが存在する²⁵⁾。

この惨めで打ち捨てられた状態から人類が抜け出すには、技芸と学問の発明以外にはない。〔この場合の技芸と学問とは〕すなわち、生活を安易で快適にする材料や便宜を探し出すこと、そして、自然が必要としたもの以外に、幸福のために他のものが必要だと、人々が信じるようにいざない、容易に信じるようにすることである。かくして、富者の奢侈は貧者の糧となる²⁶⁾。

飢えや寒さから解放されるやいなや、人は便宜や洗練を求め、そこから、

競争、野心、贅沢、権力欲などが生じる。〔中略〕人々の必要と欲求を満たし、安心して快適に暮らせるようにし、彼ら以後の子孫に十分な備えを与えるようにする全ての手段を見つけ出すために、自らの機知と

手を労働に用いるのは、人と社会にとって自然なことである²⁷⁾。

勤労の成果として財産を得ると、主人のもとでの隷属にないという意味での独立が得られる。

主人なく満足に住むことのできる者は誰でも、誰かの下で生活しようとは欲しない。〔中略〕幸福は独立の結果であり、独立は財産の結果である。そして、確実な財産は、自由のみの結果であり、自由な法律によってのみ確保される。その際の法律とは、同意によって作られ、同意なしでは廃止されえないようなものである²⁸⁾。

したがって、勤労が確保される自由な国でのみ繁栄と独立が得られるということになる。同時に、自由か専制かという統治のあり方が、技芸と勤労による繁栄した国かそうでない国かという、それぞれの社会の経済的条件と密接不可分であることをも『カトーの手紙』は明らかにした。

そのような経済的条件の考察は、管見では、国家盛衰の法則をめぐるマキアヴェッリのアポリアへの回答であったとも推測しうる。マキアヴェッリは、諸国家は、征服を重ねる帝國的拡大を目指すか、自衛かの二者択一を迫られるが、自衛も征服される可能性を克服することはできず、各国は征服国家の道をあえて選ぶべきであると²⁹⁾。『カトーの手紙』における自由と繁栄の密接不可分性の強調は、征服の精神への代替策の唱導とも推測しうるのである。

そもそも、人が欲するものは、「力か同意によるしか得られない。力はたびたび余りに危険なものである」。したがって人は同意によって

ということである。

25) Trenchard and Gordon, *op. cit.*, No. 67, pp. 471-472.

26) *Ibid.*, No. 67, p. 473.

27) *Ibid.*, No. 67, p. 473.

28) *Ibid.*, No. 68, p. 483.

29) ニッコロ・マキアヴェッリ著、永井三明訳『デイスコルシ』筑摩書房、1999年、29-31頁。

しか欲するものを得られないが、それは欲するものを相互に交換する「交易tradeと我々が呼ぶもの、すなわち相互の商品の交換」によるほかはない³⁰⁾。力か同意かという選択肢は、個人のみではなく国家理性の法則にも、征服か商業かという形であてはまるものである。「征服、すなわち領土のために戦うことは、世界において大部分は、最も恥すべきことである。統治とは、人々の善のために意図されているが、それ以外に世界における統治の任務を私は知らない」³¹⁾。

より具体的な統治の任務とは何か。「国家を偉大にし強力にするのは、領土の広さや、広大な地所における不毛で耕作されない土地ではなく、適切な節儉 *oeconomy* のもつて、有利で有用に用いられている勤労的な人の数である」³²⁾。貿易差額によって、富がもたらされ、技芸や製造業が促されるであろう。そもそも、多くの人が集住すると、必要に迫られて、ありとあらゆる自活の道が探究されるということもある³³⁾。

なお、ここでの交易による繁栄には植民地という選択肢も残されていることに注意が必要である。ただ、力による植民地、すなわち征服や常備軍による植民地ではなく、西インドや北アメリカの植民地のような貿易のために植民地が称揚されてはいる。後者は、相互の利益で人を結びつける。そもそも双方の利益が一致しないと、自己の利益を追求するので、植民地は独立するであろう³⁴⁾。貿易的植民地による繁栄とはスミスにおいては退けられているものではある。だが、征服の精神への代替策を経済という領域に割り当てるという点においては、スミスと方向性において『カトーの手紙』は一致するものである。

また、私的自由が、独立心の養成により、公的自由の基礎ともなるという考え方も、アダム・スミスと類似した方向を有している。『カトーの手紙』は、勤労の享受としての自由を、ロック的な権利と法の言語から大幅に拡張・変容させた。勤労による所有権の発生というロック的な消極的自由は、それ自体では、何が正当な所有権の対象であるかを明らかにするものではあっても、その行使が個人と社会に具体的に何をもたらすのかについて述べることを目的とするものではない。所有権の安定としての自由が可能にする勤労により財産が獲得されるが、その財産が独立をもたらすことを通じて、統治への参与の条件としての共和主義的(積極的)自由の基礎となる。

本稿冒頭で述べた消極的自由と積極的自由の独自の融合に、『カトーの手紙』の特徴を見て取ることができる。消極的自由が可能にする機会(所有権の保障)が、勤労という社会のなかで具体的な形をとって行使されることにより、個人と社会の性質にどのような影響をもたらすかに『カトーの手紙』は着目した。いわば、消極的自由な機会のもたらすものを、積極的自由的な行使の領域において捉えたものと言えよう。

『カトーの手紙』においては、政治への参与に付帯するものとしてではなく、個人をその基礎単位とするものとしての自由を出発点としていた。言い換えれば、終局的には国家共同体へと個人が収斂する有機体論的国家観ではなく、個人から出発する国家・社会観へと転換が生じたのである。

なお、『カトーの手紙』の時点でも、国家を含む政治の空間と経済という社会の空間がスミスにおけるように厳密に峻別されているわけではない。しかし、個人の自由およびその社会全体への経済的効用というスミスへと引き継がれる認識論的基盤がかなりの部分見出されてもいた。このように、経済政策においては異にしつ

30) Trenchard and Gordon, *op. cit.*, No. 67, p. 473.

31) *Ibid.*, No. 74, p. 549.

32) *Ibid.*, No. 87, p. 629.

33) *Ibid.*, No. 87, pp. 629-631.

34) *Ibid.*, No. 106, pp. 747-753.

つも、その自由のエートスにおいて、『カトーの手紙』をアダム・スミスは発展的に受け継いでいるとも言えるのである。

IV ボリングブルック

本節では、ウォルポール体制下において、政権批判の中心的存在の一人であったボリングブルック³⁵⁾について取り上げたい。ボリングブ

35) ヘンリー・セント・ジョン・ボリングブルック (Henry St. John, Viscount Bolingbroke, 1678-1751) は、地主であり、ノルマン・コンクエストまでさかのぼれる家系の Henry St. John, Viscount St. John (1652-1742) の息子として誕生した。1714年までは、紆余曲折はあるものの、主としてハーリーと行動をとにし、トリーに加わった。ハノーヴァー朝への交代後、ウィッグ政権による逮捕をさけるために、フランスへ逃れた。そこで僭称王の宮廷に加わる。本人は、単に唯一の避難先であったからにすぎなかったと弁明している。亡命中、様々な学者・知識人と交流を持った。また、歴史、哲学、自然法、自然宗教の研究にも取り組んだ。1725年に最終的な赦しを得て帰国した。そこで、トリーとウィッグ双方の政権批判派(カントリ派)の結集へと動き、*Craftsman*において政権批判を積極的に行う。しかし、1735年に、フランスの駐英大使シャビニーと外交等の議論をする仲であったという関係などがウォルポール側に知られ攻撃されたため、弾劾をおそれて、フランスへと再び渡り、当地で死去した(“St John, Henry” in *Oxford Dictionary of National Biography*)。

なお、ボリングブルック研究としては、ウォルポール期の、財政金融革命などによる貨幣利害の台頭および商業社会化に対して、地主・領主中心の階層的社会を懐かしむ「ノスタルジーの政治学」と見なす立場が存在する(Isaac Kramnick, *Bolingbroke & His Circle: The Politics of Nostalgia in the Age of Walpole*, Harvard U. P., 1968)。他方、ボリングブルックの政治・社会思想を、ウォルポール寡頭政と貨幣利害の増大による国制の均衡の破壊を、徳の腐敗として捉え抗しようとした共和主義的立場から捉える立場も存在する(Pocock, *op. cit.*, pp. 477-486/前掲書, 414-421頁)。ボリング

ブルックは、ウォルポール政権期において、政権批判派(カントリ派)パンフレティアの主要人物の一人であった。政権批判を行う中で、ボリングブルックは、統治のあり方の基礎となるものは何かについての鋭い思考を示した。

『カトーの手紙』同様、ボリングブルックも、統治への服従は意志によるのか力によるのかという問いに取り組む。そのためにもまず、同意による統治の人間本性上の基礎として、人が共通して有する社交性を指し示す。

ホブズのように「我々の道徳的義務は、自然法によってではなく社会の法に由来していると主張した」³⁶⁾立場を、ボリングブルックは批

ブルックを「言語慣習」への着目という立場から解明しようとした高濱も、クラムニック説には批判的であり、ボリングブルックの立場を、オポジション擁護のために、多様な言語戦略を用いた存在として描くが、共和主義の言語の影響を認めてもいる(高濱俊幸『言語慣習と政治：ボリングブルックの時代』木鐸社、1996年、313-317頁)。ただ、ボリングブルックは自然法思想の研究も行っていた複雑な人物でもあったのだが(彼の自然法研究については、浜林(浜林正夫「ボリングブルックの社会思想」『一橋大学研究年報 経済学研究』第24巻、1983年、59-116頁)に言及がある)、自然法思想と共和主義を併せ持ったボリングブルックの政治・社会ヴィジョンの根底にある思想については、全貌はまだまだ明らかになっていないように思われる。本節では、ボリングブルックにおける共和主義と自然法思想融合の一端に迫りたいと考えている。

なお、他のボリングブルック研究としては、パンフレット論争としての文脈については大久保(大久保桂子『「クラフツマン」の時代』『史論』東京女子大学、第34巻、1981年、1-24頁)、1730年代のイギリス歴史論争におけるボリングブルックとヒューム『イングランド史』との関連という立場からは大野(大野精三郎『歴史家ヒュームとその社会哲学』、岩波書店、1977年)などが存在する。

36) Henry St. John, Viscount Bolingbroke, *Fragments or Minutes of Essays in The Works of the late right honorable Henry St. John, Lord Viscount*

判する。ボリングブルックは、自然法思想に見られる自然状態—政治社会〔国家〕という二元論的な国家成立の基礎についての認識様式を受容しつつも、人間には社交性という人間の道徳意識の源泉が存在すると指摘することで、正義の源泉を為政者の命令のみによろとしたホッブズを批判する。

人は、絶対的な個人ばらばら individuality の状態にあるのではない。それでは生きられないからである。自己愛 self-love は、本能により相互の快楽に向けられ、男女の結合を形成する。自己愛は、両親と子供を形成する。自己愛は、社交性を生む。そして、人間本性の原理である理性は、本能同様、社交性を改善させる。本能が幾つかの個人を一つの家族へと結合させるように、理性は、社交性をより遠くの関係へと拡張させ、幾つかの家族を一つの共同体へと結合させ、社交性を改善する³⁷⁾。

人間の本源の社交性に着目し、そこから政治的結合以前に、家族のような社会的結合が存在したことに着目するというプーフェンドルフにおいても主張された立場をボリングブルックはとっていた。

自然が人々に社会における結合と、政治法への従属を命じたのは、共通の効用のためである。〔中略〕絶対権力は上回る力から得られたにちがいないものであるが、上回る力は上回る人数によっている。〔中略〕これらの上回る人数を一つの利害と一つの命令のもとに集めるのはどのようにしてか。それはもともとは、力によってではありえない、なぜなら、力はそれを前提とし、

それに由来するからである。〔中略〕同意のみが、もともと人の集合体を形成しえた。したがって、本性の社交性と先行する法によって決定付けられたものである同意のみが、軍隊を立ち上げさせ、政治的と呼んだり自然的と呼んだりする全ての法を同様に人類に課す力を創造するのである³⁸⁾。

かくして、ボリングブルックは、同意による統治というロックや『カトーの手紙』と共通した立場をとっている。

偽善により、あるいは言葉をもっと穏やかにするならば立法者の術 art of legislators により、単なる意志の命令としてもともと法律は課されたものでありうるだろうか。確実にそれはないことである。もしそう見えたならば、単なる意志では人々はその法律に反抗するであろう³⁹⁾。

として、ホッブズの為政者の意志の命令としての法律という見解に反論するのである。

このように、同意による統治成立の規範的な正当性を認め、すべての統治は少なくとも潜在的には、同意に基礎を置くべきものであることを主張したボリングブルックではあったが、現実に多くの統治において直接に服従を生じさせているものとして、力というものが存在していることも認めていた。そもそも、人類は、共通の効用によって結びつき、家族、小規模な共同体を作った。だが、大規模な統治の成立以後には、各共同体の角逐のなかで、

政治社会はより頻繁には、戦争のあとの構成により、征服者の方への強制された服従により、征服を防ぐためになされた連帯

Bolingbroke, vol. 5, London, 1754, p. 51.

37) *Ibid.*, p. 54.

38) *Ibid.*, pp. 57–58.

39) *Ibid.*, p. 56.

により形成されたように思われる。家族の非社交性が、最強者が最弱者を侵略し、最弱者が最強者に対抗して結束することが容易に認識される。より大きな共同体がこうして形成されたときにも、同様の非社交性、したがって同様の方策が継続する。したがって、恐怖が、人類にとって、通常解されているように社会を形成する誘因のではなく、政治的統治に服従する誘因なのであろう⁴⁰⁾。

政治社会の真の目的は、共通の効用と強奪に対する「共同防衛」にあった⁴¹⁾。ボリングブルックは、「私は、ロックほどに、すべての政治社会が自発的結合から始まったということに説得されているわけではない⁴²⁾との立場と述べる。

同意と力という、「政治社会が形成される、上述の二つのやり方」に加えて、第三のものとして、植民地による国家の成立がある⁴³⁾。

一般的に確かなのは、すべての社会において人口が非常に増加すると、すべての社会が保有する国の豊かさやそれを改善する技術がその人数の欲求にほとんど比例しないので、他の国を犠牲にして、入れ替わり駆逐したりされたりして、継続的に新たな居住地を求めて新しい植民地に送り出しているということである⁴⁴⁾。

こうして、政治社会〔＝政治体〕の成立が「恒常的な戦争と、世界において不正義や暴力がもたらした悲惨さの多く」をひき起こしたが、「にもかかわらず、政治社会を設立し維持する必要

性も人間本性の構成から生じるのであり、したがって不可欠である⁴⁵⁾。これはそもそも、「見かけの善の即物的目標によって鼓舞された情動や情念は」常に行動をひき起こし意志をかきたてるが、理性は同様にすべての人の意志や行動を常にかきたてるわけではないからであった⁴⁶⁾。かくして、「人類の状態は、全体として、非常に不完全な状態である」のが現状であった⁴⁷⁾。

ボリングブルックは、この統治の不完全さをさらに原理的に考究する。

家族への人類の分割と父権的統治が終わるやいなや、人間は自然状態から政治状態に至った。前者は、個人が社会において生まれた被造物としてあるということであり、生まれるや否や家族の一員として適切に帰せられないような個人individualityの状態にあると表現されるようなことはほとんどない。個人は共同体に属し、人格personsに属するのではない。自然状態では、家族は、人menではないにせよ、個人として認識されたかもしれないが、政治状態における政治社会での方がより個人として認識されるであろう。理由は簡単である。すでに述べたように、我々は自然的社交性、すなわち、自己愛によって社会において我々の快樂と効用を追求するように決定付けられている。しかし、これらの目的がひとたび十分に応えられると、自然的社交性は衰退し、自然的非社交性が始まる。自己愛の影響がそれ以上に達しなくなる。社会はすべての観点で個人となり、すなわち、自己に関係していない限り他者への配慮を有さなくなる。人間の結合を促進する

40) *Ibid.*, pp. 117-118.

41) *Ibid.*, p. 136.

42) *Ibid.*, p. 130.

43) *Ibid.*, p. 138.

44) *Ibid.*, p. 139.

45) *Ibid.*, p. 149.

46) *Ibid.*, p. 150.

47) *Ibid.*, p. 151.

自己愛は、人々の間で不調和を促進する。マームズベリの荒くれ哲学者〔=ホッブズ〕同様、人々は、欺瞞や力で得られる全てを得る権利があるかのように振舞う。戦争状態は、個別社会を形成する原因では決してなくて、その結果である。むしろ、自然の一般計画により、人類の繁殖がそれを形成するのに必要なものではあるが。これが、我々の非一貫性、人間の性格において膠着している矛盾である⁴⁸⁾。

ルソー以前にルソーを思わせるような調子で、ボリングブルックは、統治成立について鋭く迫る。政治社会成立以前には、家族という共同体なくして個人は生きられず、また個人と家族共同体にさほどの乖離もないことから、個人としてよりも家族共同体の一体化した存在として、各人は自己意識を保持しがちであった。国家共同体が成立し、家族という共同体に全面的に依拠せずとも、個人が個人として生きられる状態になるやいなや、個人としての意識が発達する。ボリングブルックは、この契機を、自己愛と不調和が発達する否定的契機として見ており、個人主義を称揚する近代的立場には立たなかった。

このことを別の観点から述べてみると、自然状態における家族状態においては、私的善（個人における目標）と共通善との対立が生じていなかったが、政治社会に突入するやいなや、個人と社会が分離し、私的善と共通善の分離が生じるということである。統治者の意志強制により、自然状態における私的善と共通善の対立が、政治社会においては終息するとしたホッブズ理論と違い、統治成立後むしろ、私的善と共通善の対立が顕在化するということをボリングブルックは主張した。

そして、ボリングブルックにおいて、良き統治と悪しき統治を分ける指標は、自由な統治と

専制（恣意的統治）という区分である。

単純な統治形態ということで、私が意味するのは、全最高権力が、絶対的に制約なく、一人か、共同体の主要人物か、人々の総体かいずれかに存するような統治のことである。それらの統治は恣意的な意志の統治である⁴⁹⁾。

単純な君主制、貴族制、民主制は、いずれか一人の恣意的な意志の服従を意味するので、「専制に墮落しうるのみならず、その制度自体専制である」⁵⁰⁾。したがって、単純統治形態は、恣意的統治であり悪しき統治ということになる。

それに対して、

最良の統治形態とは、これら三者からなっているものであり、その中では、各々がよき影響を生み、各々につきものの悪しき影響を生み出すことを、他の二者が阻止して働くことによって制約するようにそれら三者が調整されている⁵¹⁾。

最良の統治は君主制、貴族制、民主制的部分からなるべきであるが、ローマの統治には君主制的要素が欠けており、フランスの統治には民主制的要素が欠けていた⁵²⁾。

ボリングブルックが最良の国制とみなした自由な国制の実例は、名誉革命後確立したイングランドの国制であった。なかでも重視されたのは、頻繁な選挙と頻繁な議会である。それらにより、「人々の代表が国民的不平について一緒

49) Henry St. John, Viscount Bolingbroke, *A Dissertation upon Parties*, [1733-1734] in *Political Writings*, ed. by D. Armitage, Cambridge U. P., 1997, p. 126.

50) *Ibid.*, p. 127.

51) *Ibid.*, p. 127.

52) *Ibid.*, p. 143.

48) *Ibid.*, p. 115.

に話し合う頻繁な機会」や、法的手段で不平に対処し改善する体制が整ったし、有権者からの信頼を破っても選挙によって選びなおすことができる⁵³⁾。「かくして、君主は権力を誤用するものであり、議会は信頼を裏切るものであるということをお我々の国制は前提としている」⁵⁴⁾。

このようにして確保されたのが自由な国制であったが、その際に人々が確保でき、また良き統治が目標とせねばならないような自由とは一体何かについて、『自由土地保有者の政治問答』において、問答形式で主張することには、

問：グレート・ブリテンの自由土地保有者 freeholder であることによってあなたが享受する特権とは何ですか。

答：グレート・ブリテンの自由土地保有者 freeholder であることによって、私は、恣意的な君主のもとでの最上の臣民以上に、私の市民としての能力 civil capacity において偉大な人間なのである。というのは、私が同意を与えた法律によって私は統治されているからであり、法律によってしか、私の生命、自由、財産を私から取ることはできないからである。私は自由人である。

問：その自由を与えたのは誰ですか。

答：誰かが私に自由を与えたのではない。自由とは、全ての人間という被造物の自然権です。人間は、理性を行使する状態に達するやいなや、自由を行使するように生まれついている。

〔中略〕問：あなたが享受しているその自由はどこに存するのですか。

答：人々の同意によってなされた法律と、その法律の適切な執行に存するのです。私は、法律から自由なのではなく、法律によって自由である。〔中略〕私は、恣意的な権

力によってではなく、法律によって統治されている共同体の一員として生まれたことに対して、神のよき摂理に感謝しているのです⁵⁵⁾。

ボリングブルックは、「統治の意図は共同体の成員の生命と自由と財産の安全にあるので、それは、自然法によっては、人や財産に対する恣意的な権力を与えるものでは決してない」⁵⁶⁾と述べる。統治において確保される自由とは、あまねく個人に自然的に備わっている自由を、法律の範囲内であれ行使できるという意味での消極的自由を行使できる状態のことであると同時に、人々自らが統治へ参与できる状態（自治）としての自由（積極的自由）でもあった。

このようにして、積極的自由と消極的自由を融合させることにより、ボリングブルックが可能にしたのは、自治こそ生命・財産の自由（消極的自由）を保障するものであるということであった。だが、ここでいう自治とは、混合政体という組織的枠組みの内部における、一国内における主要な三階級、すなわち国王、貴族、庶民の三者がそれぞれに統治へ参与することを可能にするものとしてあった。

消極的自由が終局的に基礎を置く権力分割とは、権力が三者に分割され、互いに掣肘するがゆえに、君主、貴族、民衆の一者の恣意的な意志への服従が生じずに、個人の自由が確保される混合統治において成立するものである。自治とは、三者それぞれに国制への参与を可能にするという意味で、同意による統治に通ずる。一者の力の突出は恣意的意志への服従をもたらすであろう。それを防ぐには、三者の力の均衡による体制が不可欠である。それにより、規範的に望ましい同意による統治が、力の対立からな

55) Henry St John, Viscount Bolingbroke, *Freeholder's Political Catechism in A Collection of Political Tracts*, 2nd ed., London, 1748, pp. 261-262.

56) *Ibid.*, p. 264.

53) *Ibid.*, p. 103.

54) *Ibid.*, p. 104.

る現実の政治空間において具現化したのが混合統治であった。

だが、そのように自由な個人を維持しうる国制（自由な国制）を維持することが、難しいこともボリングブルックは認識していた。

我々の国制は完全に保存されているが、同時に、警戒を呼びかけうる多くの状況が存在する。〔中略〕それは、他の諸国において自由の喪失の先触れとなり原因となってきたものである。すなわち、徳、公共精神の衰退、支出における奢侈と浪費、公私の事柄における買収と腐敗である⁵⁷⁾。

かくして、ボリングブルックにおいては、消極的自由を守るためには、恣意的統治への墮落を阻止し、国制における自由を守る最後の支えは、力と利害の均衡からなる混合国制のような制度的枠組みではなく、道徳的気質・有徳性に置かれていた。そこが、同じく混合国制と自由を称揚した『カトーの手紙』との相違であった。『カトーの手紙』においては利害を調整する制度的枠組み（頻繁な選挙、混合国制）は、国制における自由を守る十分な手段を提供するものと認識されていた。それに対して、ボリングブルックにおいては、制度的枠組みを支える根底には、ある道徳的気質・行為が不可欠であると捉えられていたのである。

それが、共通善を体現した存在としての君主という『愛国王の理念』における提言や⁵⁸⁾、理性が命ずる共通善を志向する愛国心の重要性の『愛国精神について』における提言⁵⁹⁾に結びついているのであろう。根底には、そもそも、自由な国制は失われがちなものであり、一端失わ

れると再建されにくいという認識が存在した。イギリスにおいても、国制の自由を守るためには、政治共同体への貢献という形で恒常的な積極的自由の行使が不可欠とされた。

だが、いったん自由な国制が力によって失われ、過度の力による支配と恣意的支配が確立されたとしても、ボリングブルックはそれが永続的に続くことを想定してもいない。

あらゆる統治において、明示的にせよ暗黙的にせよ、人々とその支配者のあいだに、両者が良心によって遵守するよう義務付けられているある条件というものが存在する。より恣意的な王国においては、原始契約の痕跡はより見分けにくいものである。また、長期間の経過や、記録の破壊や、君主の作為により、古来の自由の証拠は破壊されるかもしれない。あるいは、より悪いことに、人々の精神が、自分たちには自由への権利はないとか、自由は時効により失われたと進んで想定するかもしれない。それらの主義はつねに、たくらみをもった君主によって、大変な技巧でもって考え出されたものである⁶⁰⁾。

自由は失われやすく弱いものである。それと同時に、自由は、どのように奪われたにせよ、人々が生来有するものであるがゆえに、人々が自ら本来有する自由に覚醒することで、取り戻すことも可能なものとしてあった。ロック的な合意による統治という立場を受け継ぎつつも、統治における合意という契機を、ロック的な抽象的・理論的な権利・義務からなる空間において述べるのではなく、現実の力からなる統治の世界においても根底において作用している力として述

57) *Ibid.*, p. 268.

58) Henry St. John, Viscount Bolingbroke, *The Idea of a Patriot King in Political Writings*.

59) Henry St. John, Viscount Bolingbroke, *On the Spirit of Patriotism in Political Writings*.

60) Henry St. John, Viscount Bolingbroke, *On Liberty and the Original Compact between the Prince and the People in Political Tracts*, p. 284.

べているところにボリングブルックの特色が存在する。

ボリングブルックは、政治の空間における徳という精神的気質の枢要性を主張した共和主義的な政治社会観を継受していたのであるが、自然法学の影響も受けて、それを変容させてもいた。確かに、政治空間に必要な精神的な気質と価値としては、依然として徳や共通善を挙げていたのであるが、それはもはや、戦場での生命を賭した献身のような政治社会への献身を迫るようなマキアヴェッリ的な共和主義的な社会観としてあるのではなかった。また、政治共同体という全体の部分としての市民、すなわち政治空間とある一体性を有することが理想とされるものとしての「ポリス（行政）の動物」としてあるのではなかった。いかに悪いものであろうが、統治の成立後は、そのような個と政治社会の融合は不可能であり、個人と政治社会の善の間には分離が生じることを認めていた。

そこに、私的善と共通善の分離というホッブズのアポリアの影響を見て取ることもできよう。個人にとっての目標と政治共同体が目指すべき目標の間に、恒常的な一致が存在するというような理論的前提をボリングブルックは拒絶する。そして、ホッブズ的な私的善と共通善の乖離という立場を踏襲しつつも、ホッブズのように為政者によるある善の強制としての統治の不可避性という理論を拒絶した。それを可能にしたのは、個人の自由を守るには、政治の空間への参画が必要だという視座をとっているからである。個人の財産・生命などを守るためには、政治社会への貢献は不可欠である。こうして、ボリングブルックは、国家の存立それ自体ではなく、個人の自由を共通善とするに至る。このように、ボリングブルックにおける自由とは、自然法学的な個人の自由と共和主義的な政治社会への参与としての自由を融合させた二重性を有していたものとしてあった。

ボリングブルックの特色は、自然法学的な個

人の自由を、現実の力からなる統治空間のなかに、すなわち統治が絶えず悪と矛盾をひき起こす空間内に位置づけたことにある。したがって、政治空間における自由とは、共通善と私的善の恒常的闘争、絶えざる共通善への意志が必要とされる領域として存在していた。

V おわりに—統治と個人の間をめぐって

これまで個別の思想を紹介してきたが、本節では、結論に代えて、前節までの論述を踏まえつつ、『カトーの手紙』とボリングブルックは、それぞれ統治と個人の間をどのように捉えていたのであろうかを分析したい。両者に共通して認識していたのは、ウォルポール体制期における財政・行政の拡張という現象は、国制の均衡に危機をもたらすという認識であった。それを、両者は統治そのものに潜む危機という形で認識していた。それまでの自然法学・共和主義双方の恩恵を蒙りつつ、自然法学的な自然状態—国家という契機を理論的終着点としなかった。統治の悪にどのように対処するかにより力点が移行していた。

統治の悪にどう対処するのかを考察する際的前提は、公共善を体現した存在としての為政者をいかに確保するかという観点である。本稿のはじめに述べたホッブズが提起した私的善の一致不可能性と、統治者における公共善への自然的代理不可能性というアポリアを、『カトーの手紙』もボリングブルックも十分認識していた。その際、自由な統治と専制的統治という区分を両者は援用・発展させた。

『カトーの手紙』とボリングブルックの対立の根底は何か。それは少なくとも一つには、『カトーの手紙』においては、力の対立からなる世界、征服の精神に代替するものとしての、経済という領域が見出されていたことに由来する。そこでは個人の自由が可能にする自発的勤労

が、公的な繁栄の基礎ともなるのである。

それに対して、ボリングブルックにおいては、経済という私的利害の領域が、それ自体として公的な繁栄の基礎にあるという認識に乏しかった。純理論的に考察すると、私的善と公共善をつなぐものとしての経済空間への認識が欠如していた原因は、統治における公共善の行使という徳性を重視する観点によるのである。ボリングブルックにおいて、政治社会から区分された家族・小共同体社会は見出されてはいた。だが、それは大規模統治による政治空間が出現するやいなや失われ、個人に分断されるものとしてあった。政治の空間の出現後は、太古の個人と社会の理想的な一体感は失われ、個人と政治空間とには乖離が存在した。経済という空間は、ボリングブルックにとって、個人と政治空間との乖離後に存在する、公共善の具現を妨げる要素として否定的に存在していた。確かに、ボリングブルックにおいて、統治の目的の一つは個人の財産の維持に置かれている。だが、それはあくまで個人の自立、他者の意志への従属のない状態を確保するためのものにすぎず、人が本来希求する自由を可能にするものとしてのみあった。経済空間は、独立した空間としてあるのではなく、政治空間に従属して存在するものとしてあった。そして、個人と政治空間の間の乖離が存在するからこそ、公共善を回復するための絶えざる闘争が必要とされた。

対して、『カトーの手紙』の特色は、為政者との関係における政治的自由を強調する一方で、自由を、単に自然法学的な権利と義務の言語に留めずに、他の領域にも拡張し、自由観の変容を行ったことにあった⁶¹⁾。自然法学的な政治的自由が可能にする個人の勤労は、財産の獲得による独立としての自由（共和主義的自由の系論）を可能にし、それは個人の精神に独立心

を与える有徳な効果をもたらす。私的善と公共善の対立という図式がこうして一面において揚棄され、自由が、私的善の追求にも、徳性の改善にも、公共善へも寄与するものとして捉えなおされた。

社会契約に基づいて統治が行われるとしても、良き統治者が続くという保障はない。一人の良き君主の存在に対して、「20人の愚かな君主が存在する」⁶²⁾という。なぜなら、人間は、徳の名の下に、あるいは一つの徳の追求によって、多数の害悪を及ぼすし、欲求の一部を抑制したとしても、他の欲求が過剰に吹き上がるような利己的でよこしまな本性を有するからであり、統治者といえどもその例外ではない。あらゆる情念を抑制することなど人間本性に反することである。そして

政治学の最初の要素や知識は、情念の知識であり、統治の術 the art of governing は、主として情念にあてはめられる術である。公共的情念 public passions が（この言葉で私は、公共的な処置や出来事に関するすべての人の特定の熱心さや関心を意味している）⁶³⁾よく規制され誠実に用いられた時には、それ〔政治〕は統治、すなわち統治の術と呼ばれる⁶⁴⁾。

『カトーの手紙』自体におけるそのための処方方は、為政者と議会への権力の分割と、議員と大臣の輪番制というハリントンにも見られる旧来の共和主義的なものであったが⁶⁵⁾、ここで重要なのは、その処方箋ではなくそこへ至る発想である。すなわち、伝統的な共通善への献身という観点からではなく、統治者の利己性と誤謬可能性を視野に入れた上で、いかにして統治の

61) 『カトーの手紙』における徳の言語の変容については、Burt, *op. cit.* に詳しい。

62) Trenchard and Gordon, *op. cit.*, No. 64.

63) *Ibid.*, No. 39.

64) *Ibid.*, No. 39.

65) *Ibid.*, No. 60, 61.

術を構成するかという観点から統治の構想がなされたことである。統治者の誤謬可能性に気がつきつつも、それを実際の権力行使空間のなかで抑制する術を知らない自然法学的パラダイムの理論的な行き詰まりから逃れる方法を『カトーの手紙』は示唆した。

なお、後にルソーが社会と個人の間の葛藤の問題に終生取り組むことになる。さらに、アダム・スミスは、政治社会との結びつきのもとにある個人とは理論的に弁別される、経済社会という結びつきのもとにある個人(経済人)を『国富論』における叙述の前提として置いていた。経済人は、個人の目標(私的善)を、社会に共通する目標(共通善)と直接一致させる必要がなく、個人が個人としての目標をあくまで追求するなかから、社会全体の富が意図せざる結果として実現されるよう行動している。社会善を国家目標と一致させることからくる統治と個人との葛藤から逃れている空間を、スミスは見出し、それは経済学の世界モデルの基礎ともなるものであるだろう。その空間は、統治の良し悪しに影響を受けつつも、それとは別箇に存在するものである。そこでは、特に統治が通常は良いものではないというある種のペシミズムが前提とされているといってもよいであろう。『カトーの手紙』は、良き統治ではなく悪しき統治が通常の状態であると想定することで、スミスが後に政治社会とは区別される経済社会を発見する際の問題意識を提供したとの推測も可能である。そして、政治空間自体の悪政をスミスが『国富論』の前提としていたということは、スミスにおいても(経済社会においてはともかく)政治社会と個人の葛藤は持続していたと推測することも可能である。

統治を正しい政体とそれから逸脱した政体に分ける発想はアリストテレスにも見られるものである。アリストテレスは統治が共通善を実現しているか、支配者の利益だけを重んじている

かをその規準とした⁶⁶⁾。アウグスティヌスは、魂が身体を、人間の理性が非理性的部分を支配するのであり、本来は理性ある人間同士が支配する者と支配される者に分かれるのは、原罪によって人間本性が墮落した結果であり、国家とは人間の墮落の所産であるとの影響力のある見解を披瀝した⁶⁷⁾。トマス・アクィナスは、両者を総合して、自由人の国家と奴隷的国家という区分を持ち出して、自由人とは自己のために存在するものであり奴隷とは他者のために存在するものと主張した。集団の共通善を目指す自由人の統治は、支配が自己のためにあるがゆえに正しく、支配者の私的善を目指す奴隷的統治は、正しくなく墮落している⁶⁸⁾。ここには、人間の墮落した所産である隷属的国家か、共通善を目指すかゆえに個の私的善と共通善が一致する自由な国家かという区分が見られる。ホッブズは、統治において私的善がおのずと共通善へと収斂することはないとして、私的善の代理不能性のアポリアを提出した。私的善が代理されるということは、社会という自足的全体に対する部分として個人が捉えられていたことと表裏一体であり、ホッブズはそのような古代—中世的認識の枠組みを破壊し、社会へと自然と一致することない個人を前提とするという意味において近代的個人主義への道を開いた。

これに対して、『カトーの手紙』は、統治者が自然と共通善を体現することの否定というホッブズのアポリアを受け入れ、統治において共通善がなぜ体現され難いかをさらに深く考究した。『カトーの手紙』は言い換えれば、ホッブズに見られる近代的個人主義を受容していた。その上で、各々の私的善を掣肘させること

66) アリストテレス著、牛田徳子訳『政治学』京都大学学術出版会、2001年、132頁。

67) アウグスティヌス著、服部英次郎・藤本雄三訳『神の国(五)』岩波文庫、1991年、64-76頁。

68) トマス・アクィナス著、柴田平三郎訳『君主の統治について』岩波文庫、2009年、20-21頁。

による統治という発想に達した。為政者が恒常的に公共善を体现できることなどは期待することはできない。現実の世界には、公共善を体现できていない統治が多くある。

利害の調和という『カトーの手紙』の理念に対して、ボリングブルックは、その個人の自由を守ることの重要性の強調にもかかわらず、政治空間における公共善への献身というアリストテレス以来の理念を最後のところで守ろうとしたように一見すると思われるかもしれない。だが、同時に、公共善を体现した統治者という理念がいかに困難であるかも十二分に認識し考究してもいた。ボリングブルックにあっても、個人の目標が社会全体の目標に強制力なく一致するとは考えていない。個人には、社会のとは異なる目標がある。であるがゆえに、政治社会の目標を、個人が絶えず意識し一致させようとする努力が求められるとボリングブルックは考え

た。言い換えれば、ボリングブルックにあっては、個人が、社会全体へと自然と糾合されることなくあくまで個人として葛藤し意志し行動することを前提としていたということであり、個人を単なる社会という自足的全体の部分とする、アリストテレスからアキナスに至る古代—中世的な非個人主義的発想に立っていなかったということである。個人を出発点とするという意味における近代的な立場をとりつつ、同時に『カトーの手紙』に見られる個人の権利の強調に批判的であり、政治共同体への貢献を重視するという点において、ボリングブルックを、ルソーに連なる近代的共同体主義者（より正確には、非近代や前近代ではなく、近代的個人主義に批判的でありながら個人主義を前提としてもいる反近代的共同体主義）の先駆とみなすことも可能であろう。